

重要（計3枚）

事務連絡
令和2年5月1日

放課後等デイサービス事業所 御中
(高知市支給決定者)

高知市健康福祉部 障がい福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る放課後等デイサービス費の 請求事務（4月分）について

平素は、本市の障害福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に係る3月提供分の放課後等デイサービス費請求におきましては実績記録票への記載等ご協力いただきありがとうございました。

さて、この度4月に入り一旦学校再開となりましたが、再び臨時休業となったため、放課後等デイサービス費の利用者負担の補助を引き続き実施することとなりました。

つきましては、3月分と同様に4月分の実績記録票の備考欄に記載をお願いいたします。

なお、3月分は国保連合会の伝送ができる場合は、紙ベースでの提出は不要としておりましたが、4月分につきましては、全事業所に紙ベースでの提出をお願いいたします。お手数をおかけしますがご対応をお願いいたします。

なお、提出期限は、5月15日（金）とさせていただきます。

請求抜かりや誤り等がないことを、厳重にチェックしていただいた上で、必ず請求していただくようお願いいたします。

また、国通知・高知市取扱い等についても高知市障がい福祉課のホームページに随時掲載しておりますので、引き続きご確認いただきご対応をお願いいたします。

記

送付書類

- ・別添 「新型コロナウイルス感染症に係る4月提供分の放課後等デイサービス費請求についての留意点」

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

〒780-0850 高知市本町五丁目1-45
高知市障がい福祉課 担当：橋本、田上、山口
TEL：088-823-9378 FAX：088-823-9370

【重要】新型コロナウイルス感染症に係る4月提供分の 放課後等デイサービス費請求についての留意点

請求抜かりや誤りがないこと等、**厳重なチェックの上、請求していただくようお願いします。**

1. 実績記録票について（紙で5月15日（金）までに高知市にご提出ください。）

記載する期間は、4月13日～4月30日（休業日の報酬で算定してください。）

①利用者の学校

「学校名」を記載してください。

※ 学校によって休業日が違う場合は、休業期間の記載もお願いします

例：4月20日～30日

② コロナによる臨時休業で「日数」が増えた利用分（支援計画に予定がなかった利用分）

実績記録票の備考欄に「1」を記載してください。

③ コロナによる臨時休業で「営業時間前延長支援」が増えた利用分（支援計画の予定日）

実績記録票の備考欄に「延長」を記載してください。

④ 特例的提供対象者の利用分

特例的提供（訪問）又は、特例的提供（電話等）の記載をしてください。

※ 不定期利用者の場合は、コロナによる臨時休業での利用か保護者に確認してください。

日付	曜日	サービス提供実績					事業所 内相談 支援加算	備考
		提供状況	提供形態	開始時間	終了時間	支援計画で月・水・土を利用の方の 備考欄 記載例		
4	土		2:休業日	08:55	17:20			
8	水		1:授業終了後	09:00	15:40		市立〇〇小	
9	木		2:授業終了後	15:35				
11	土		2:休業日	15:20				
13	月		2:休業日	09:10				
15	水		2:休業日	09:10	17:20	1	1	
16	木		2:休業日	16:00	17:20	1	1	
23	水		2:休業日	08:30	17:30			
25	土		2:休業日	15:40				
30	水		2:休業日	09:00				
							特例的提供 (訪問)	

木曜日は計画にない日で、臨時休業によって増えた分であれば「1」を記載

水曜日は計画日だが、臨時休業によって営業時間前に増えた分であれば「延長」を記載。

臨時休業期間の利用について、備考欄に記載してください。
 ① 学校名を記載。
 ② 臨時休業による利用日増の場合は「1」を記載。
 ③ 臨時休業による営業時間前の延長支援増の場合は「延長」を記載。
 ④ 特例的提供対象の場合は、「特例的提供（訪問）」又は、「特例的提供（電話等）」を記載。

2. 延長支援加算の算定方法

通常どおり，前後を合計して請求してください。

例) 営業時間 9:00～17:00 の事業所で，8:30～18:30 の支援をした場合，8:30～9:00 と 17:00～18:30 を合計し，2 時間以上として 123 単位を請求してください。

※ コロナによる臨時休業で営業前延長支援が増えた利用分（支援計画の予定日）実績記録票の備考欄に「延長」を記載してください。

3. 利用者負担額について（前回から変更あり）

通常どおり 1 割又は上限額まで徴収したデータを国保連に伝送してください。

しかしながら，利用者からは，4 月当初に予定していた利用分に係る利用者負担額のみを徴収していただきますようお願いいたします。（請求審査後，高知市が学校臨時休業で増えた利用分の利用者負担額を計算し，事業所に通知しますので，高知市に請求書をご提出ください。後日，事業所に入金されます。）